



令和8年度

つくば市放課後児童室（児童クラブ）入会のご案内

つくば市こども部こども育成課居場所支援係 Tel029-883-1111（内線 1511～1514）

つくば市放課後児童室（児童クラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に遊び及び生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図るために設置しています。

令和8年4月入会の一斉申請について

つくば市が運営する公営児童クラブ（指定管理者運営を含む。）の申請を以下のとおり実施します。

利用を希望する方は毎年申請する必要があります。令和7年度中に児童クラブを利用している方でも、継続して利用を希望する場合は、改めて申請していただきますようお願いいたします。

民営児童クラブの入会を希望する場合は、各民営児童クラブにより使用料、申請期間、申請方法が異なります。各民営児童クラブへ直接お問い合わせください。

沼崎小学校及びさくら小学校に就学する方については、アフタースクール入会案内をご参照ください。



アフタースクール

◎申請期間

令和7年12月5日（金）から令和8年1月16日（金）まで

※児童クラブ毎に定員があるため、児童の学年や保護者の就労状況等を総合的に判断し審査します（入会許可は先着順ではありません。）。あらかじめご了承ください。

※必要書類が不足している場合、原則、審査の対象とすることができません。申請前に不足書類や記入漏れ、間違い等がないかご確認いただき、余裕をもって申請していただきますようお願いいたします。

◎申請方法

○電子申請（パソコン又はスマートフォンからのみ利用可）

右のQRコード又はつくば市公式ウェブサイトの関連リンク「電子申請・届出」から「令和8年度放課後児童室（児童クラブ）入会申請」を選択してください。

24時間申請可能です。

※システムのメンテナンス等により、利用できない時間が発生する場合があります。

※令和8年4月入会の一斉申請でのみ電子申請が可能です（令和8年1月16日（金）まで。）。



電子申請

○書類持参（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）

● 受付場所

入会を希望する児童館、児童センター、児童クラブの窓口

※一部児童クラブは、児童クラブの設置場所と申請の受付場所が異なります。

詳細は、6ページ目をご参照ください。

● 受付時間

①各児童館及び児童センター

午前8時30分から各児童クラブの利用終了時刻まで

②秀峰筑波児童クラブ、学園の森児童クラブ、みどりの学園児童クラブ、みどりの南小学校児童クラブ、葛城小学校児童クラブ、研究学園小学校児童クラブ、香取台小学校児童クラブ

午前10時から午後7時まで

1 入会申請について

入会を希望される児童は、①及び②の要件を満たす必要があります。

- ① 市内の小学校、義務教育学校（前期課程）又は特別支援学校の小学部に就学している、集団保育が可能な児童（市外の私立小学校等に就学している入会希望者はこども育成課までご相談ください。）
- ② 保護者等が下表のいずれかの事由に該当し、放課後の時間帯に保育を受けることができない児童

事由	内容	必要書類 (保育に当たれないことの証明書)
就労 ※1	被雇用者である	☐ 就労証明書 ※申請日から3か月以内に発行のもの ※就労先事業者等に作成を依頼してください。 ※変則就労（シフト制、裁量勤務制）の場合、 <u>シフト表等の添付が必須です</u> (複数月のシフト表等の添付があった場合は、平均値を算出して審査します。)。
	自営業従事者である（個人事業主）	☐ 就労証明書 ※申請日から3か月以内に発行のもの ※自営業主が作成してください。 ※専従者は「自営業専従者」にレ点を記入します。 ※変則就労（シフト制、裁量勤務制）の場合、 <u>シフト表等の添付が必須です</u> (複数月のシフト表等の添付があった場合は、平均値を算出して審査します。)。
出産 ※2	産前産後休暇期間にあたる	☐ 母子健康手帳の写し （保護者氏名及び出産予定日が記載されたページ）
病気・障害 ※3	病気又は精神若しくは身体に障害がある	以下のいずれか1点 ☐ 診断書（本人）※申請日から3か月以内に発行のもの ☐ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書等の写し
疾病者の 介助 ※3	長期にわたり病人、心身障害者等の介護をしている	☐ 看護等状況申告書 加えて以下いずれか1点 ☐ 診断書（介護）※申請日から3か月以内に発行のもの ☐ 障害者手帳の写し ☐ 介護保険被保険者証の写し
就学 ※1	国公立又は学校法人の運営する学校、専門学校、職業訓練校等への通学者	☐ 在学証明書 ※申請日から3か月以内に発行のもの ☐ カリキュラム

※1 以下のア及びイを満たす必要があります。

ア 開室日の就労（就学）時間が、**放課後の時間帯を含み月 48 時間以上（1 日あたり 4 時間以上の就労（就学）を月 12 日以上していることが必須）**である。

イ 児童クラブ利用日においては、**児童クラブ開室中に 1 時間以上就労（就学）または通勤（通学）**している。

※2 産前6週（多胎妊娠は産前14週）から産後8週経過日の翌日が属する月の末日までのお預かりとなります（父・母問わず育児休暇期間中は児童クラブを利用できません。）。なお、産後休暇期間終了後も継続して入会を希望する場合は、利用許可期間内に申請書類一式と「保育に当たれないことの証明書」の再提出が必要です。

（例）令和8年8月21日が予定日の場合、入会期間は産前6週の日である7月10日から産後8週経過日の翌日（10月17日）が属する月の末日である10月31日までです。

※3 証明書の期間内での利用許可となります。介護や入院等が長引く場合は、利用許可期間内に申請書類一式と新しい期間が記載された証明書の再提出が必要です。

2 申請に必要な書類について

必要書類が不足している場合、原則、審査の対象とすることができません。申請期間内に不足書類の提出が間に合わない場合は、申請場所の各児童クラブ（6ページ目参照）までご相談ください。

また、不足事項があった場合、再提出をお願いする可能性があります。申請前に記入漏れや間違いがないかご確認ください。

(1) 全ての申請者が提出する書類

※電子申請の場合、①～⑤は申請フォームに直接入力（4ページ目参照）

- ① 放課後児童室利用許可申請書
- ② 児童健康状態等調査票
- ③ 家庭状況調査票
- ④ 児童状況調査票
- ⑤ 放課後児童室の利用許可申請に関する同意書兼誓約書
- ⑥ 保育に当たれないことの証明書（2ページ目参照）

※児童の父母と、同一敷地内に住む 65 歳未満（令和 8 年 4 月 1 日現在）の祖父母が証明対象となります。対象者それぞれについて証明書類が必要です。

(2) 該当する申請者のみ提出する書類

下表の状況に該当する場合、①から⑥までの書類と併せてご提出ください。

■：審査時加算対象となる書類 □：審査時加算対象とはならないが、状況確認のために必要な書類

保護者等の状況	必要書類（いずれも写し可）
茨城県外で単身赴任	以下のいずれか 1 点（名前と居住地が記載されていないものは無効） ■公共料金の請求書 ※申請日から 3 か月以内に発行のもの ■賃貸契約書
生活保護受給世帯	■生活保護受給者証
ひとり親世帯	以下の 2 点（どちらもご提出ください。） ■住民票（世帯全員分必要、省略事項なし、マイナンバーの記載不要） ※申請日から 3 か月以内に発行のもの ■児童扶養手当、つくば市ひとり親家庭等児童福祉金、ひとり親マル福受給者証 の各種証書・通知書のうちいずれか 1 点
離婚はしていないが、別居中かつ離婚調停中	以下のいずれか 1 点 ■協議離婚申入れに係る内容証明郵便の謄本 ■調停期日呼出状 ■家庭裁判所における事件係属証明書 ■調停不成立証明書等 ※提出がない場合、ひとり親加算の適用外となります。
入会申請児童の保育時に介助や特別な配慮が必要	以下のいずれか 1 点 ■障害・療育手帳 ■医師の診断書 ※加配職員の配置等、保育時の参考とさせていただきます。 □学校長の意見書（必要に応じて児童クラブで様式を配付） □発達検査の検査結果 ※その他、児童の特性に配慮すべき点がある場合や児童の心身にご不安がある場合、「②児童健康状態等調査票」にご記入いただくとともに、入会を希望する児童クラブにお気軽にご相談ください。
指定学校を変更する （学区外就学・区域外就学）	□指定学校変更通知書（つくば市教育委員会発行） ※学区外・区域外の申請時期の都合で、入会申請期間内に通知書の発行が間に合わない場合には、通知書を受取り次第速やかに入会を希望する児童クラブにご提出ください。なお、指定学校の変更が認められなかった場合、児童クラブの利用が認められません。再度該当小学校・義務教育学校を確認の上、速やかに必要な手続きを行ってください。

(3) 一斉申請期間における保育所入所申請のために取得した各種証明書の取扱い

児童クラブの申請を行う児童の弟妹が保育所の入所申請を行うため、すでに各種証明書を取得し、証明書のコピーや電子ファイル（PDF や JPEG 形式等）をお持ちの場合は、一斉申請期間に限り、令和7年8月1日以降の発行日を有効とします。

書類の提出については、以下のとおり取扱いをお願いします。

◎電子申請の場合

保育所入所申請で使用了証明書の電子ファイルと同じものをご提出いただけます。

◎入会を希望する児童クラブへ直接書類持参で申請する場合

保育所入所申請で使用了証明書のコピーをご提出いただけます。

この場合、ご自身でコピーを取っていただく必要があります。なお、証明書原本の提出は不要です。

(4) 電子申請における書類の提出方法

電子申請の場合、「① 放課後児童室利用許可申請書」から「⑤ 放課後児童室の利用許可申請に関する同意書兼誓約書」までは必要な項目を申請フォームで入力していただきます（紙媒体での作成不要）。

「⑥ 保育に当たれないことの証明書」及び「該当する申請者のみ提出する書類」は、添付による提出となります。あらかじめ電子ファイルをご用意いただいてから、電子申請を開始してください。

なお、電子ファイルは鮮明なものをご用意ください。必要事項の確認ができない場合、再提出をお願いする可能性があります。

また、電子申請で不備等があった際にメールで通知することがありますので、必ずメールのご確認をお願いします。

3 審査手順について

- (1) 「つくば市公設公営児童クラブ入会審査基準表」により基準指数に調整指数を加減算し、合計指数を求めます。
- (2) 合計指数の高い児童から順に選考します。
- (3) 合計指数が同一の場合、設定された優先順位表での優先順位が高い児童から順に選考します。
- (4) 優先順位表でも順位が同一の場合、抽選により選考します。



入会審査基準表

4 入会の決定について

- (1) 書類選考後、入会の決定等を書面にてお知らせします。（2月下旬予定）
※受入可能人数を超えたときは、入会できない場合があります。
- (2) 入会決定後に、各児童クラブにて「入会説明会」のご案内を予定しています。説明会では児童クラブでの生活等について、ご説明します。

5 利用できる日及び利用時間について

開室日	学校の授業がある月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）	放 課 後～午後6時30分 ※
	長期休業日・創立記念日・学校の振替休業日・県民の日（土日、祝日を除く。）	午前8時～午後6時30分 ※
	毎月第2土曜日（祝日を除く。）	午前8時30分～午後5時15分
休室日	土曜日（毎月第2土曜日を除く。）、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの期間	

※一部の児童クラブは、午後7時まで利用できます。（6ページ目参照）

6 使用料について

- (1) 放課後児童室使用料は月額 4,000 円です。 ※別途、傷害保険料等を要する場合があります。
- (2) 口座振替による納入をお願いします。
振替手数料はつくば市が負担します。
口座振替はインターネット（Web 口座振替受付サービス）又は金融機関窓口でお申込みください。
詳しくは入会決定後に予定している「入会説明会」にてご案内させていただきます。
振替口座の登録手続きをされない場合、各金融機関やコンビニ、市の窓口等でお支払いいただける納付書を発行し、児童クラブ経由でお渡しします。
※指定管理者が運営する大曽根児童館（なかよし館）では、指定管理者が使用料をお預かりします。

7 使用料の免除・減額について

項目	要件	減免額	申請方法
免除	生活保護受給世帯	全額	「放課後児童室使用料免除申請書」を提出（毎年度申請が必要です。）
	市民税所得割非課税世帯		
	月の途中で入退会した場合、入退会した月の在籍が 12 日未満		申請不要
減額	同一世帯で 2 人以上の利用	2 人目以降半額	

※使用料に日割りはありません。出席日数が少ない場合でも、月額のお支払いとなります。

8 利用にあたっての留意事項について

- (1) 利用許可の取消しについて
つくば市は、許可を受けた者又はその保護者が以下のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができます。
 - ① 利用許可申請書等に虚偽の記載があった場合
 - ② 対象児童の要件から外れた場合（2 ページ目参照）
 - ③ 使用料を正当な理由なく一定期間滞納した場合（納期限の日から 90 日間）
- (2) 利用時間について
児童クラブの利用時間を必ず守ってください。
- (3) 欠席について
仕事の都合や病気等で欠席する場合は、必ず児童クラブに連絡してください。また、病気等で学校を欠席した場合は、児童クラブの利用を控えてください。
- (4) 休会について
児童クラブを長期間（14 日以上）欠席する場合、休会の届出を行ってください。なお、休会の場合においても使用料が発生します。
- (5) 退会について
退会するときは、必ず退会の届出を行ってください。届出がない場合は使用料が発生します。
- (6) 学級（学年）閉鎖について
感染症による学級（学年）閉鎖となっている学級（学年）に在籍している場合、当該期間中は児童クラブを利用できません。
- (7) 家庭状況等の変更について
住所、世帯構成、勤務先や勤務時間等が変わったときは、速やかに児童クラブに届け出てください。
- (8) 育児休暇期間中について
父・母問わず育児休暇期間中は児童クラブを利用できません。利用期間中に育児休暇を取得する場合は、退会の届出を行ってください。
- (9) 急病等の処置について
児童クラブでの活動中に、児童が急病等になった場合は、状況に応じて保護者にご連絡します。なお、緊急度によっては、直接病院へ搬送する場合があります。
- (10) 書類の受付について
入会申請書類や辞退届等は、対象とする児童館、児童センター、児童クラブの窓口にて受付します。つくば市役所の窓口では受付していません。

9 児童クラブ一覧

施設名	所在地	該当小学校 該当義務教育学校	電話番号 029-	定員	児童クラブの 利用時間
栄児童館	横町 127-4	栄	857-4206 ※1	173	学校の授業がある 月曜日から金曜日まで（祝 日を除く。） 放課後～午後6時30分 長期休業日・創立記念日・ 学校の振替休業日・県民の 日（土日、祝日を除く。） 午前8時～午後6時30分 毎月第2土曜日（祝日を除 く。） 午前8時30分～午後5時 15分
栗原小学校児童クラブ	栗原 2018	栗原		20	
九重児童館	上ノ室 2094	九重	857-4631	83	
荃崎児童センター	小荃 1793	荃崎第三	840-1321 ※2	76	
荃崎第一小学校児童クラブ	高崎 2290	荃崎第一		57	
荃崎第二小学校児童クラブ	上岩崎 1076	荃崎第二		78	
上郷児童館	上郷 2270-1	上郷	847-5546	163	
吉沼児童館	吉沼 814-1	吉沼	865-2070	164	
東児童館	東 2-24-1	東	851-4801	55	
大曽根児童館(なかよし館)	大曽根 447-3	大曽根	864-0181 ※3	110	
松代児童館	松代 2-21-2	松代	855-6110	49	学校の授業がある月曜日 から金曜日まで（祝日を除 く。） 放課後～午後7時 長期休業日・創立記念日・ 学校の振替休業日・県民の 日（土日、祝日を除く。） 午前8時～午後7時 毎月第2土曜日（祝日を除 く。） 午前8時30分～午後5時 15分
吾妻西児童館	吾妻 2-5-4	吾妻	851-8141 ※4	119	
春日学園児童クラブ	春日 2-47	春日学園		107	
吾妻東児童館	吾妻 4-12-1	竹園東 ※5	852-7858	98	
竹園東児童館	竹園 3-18-1		851-5802	107	
竹園西児童館	竹園 2-19-2	竹園西	852-5039	124	
手代木南児童館	松代 4-15-1	手代木南	852-0670 ※6	77	
柳橋小学校児童クラブ	柳橋 361-1	柳橋		35	
二の宮児童館	二の宮 4-9-2	二の宮	855-6091	60	
谷田部児童館	谷田部 4715	谷田部	836-0611 ※7	162	
谷田部南小学校児童クラブ	境田 191-1	谷田部南		27	
並木児童館	並木 4-2-3	並木	851-5331	80	
桜南児童館	並木 4-7-3	桜南	858-0791	83	
要小学校児童クラブ	要 449-1	要	867-1190 ※8	21	
秀峰筑波児童クラブ	北条 5029-2	秀峰筑波	867-5330	153	
学園の森児童クラブ	学園の森 2-15-1	学園の森	856-0330	290	
みどりの学園児童クラブ	みどりの中央 12-1	みどりの学園	836-1255	290	
みどりの南小学校児童クラブ	みどりの南 107-2	みどりの南	879-8504	369	
葛城小学校児童クラブ	学園南 3-69	葛城	855-8005	161	
研究学園小学校児童クラブ	研究学園 2-13	研究学園	893-3316	310	
香取台小学校児童クラブ	島名 1716	香取台	896-3355	228	

※1 栗原小学校児童クラブの申請及び問合せ先は、栄児童館になります。

※2 荃崎第一小学校・荃崎第二小学校児童クラブの申請及び問合せ先は、荃崎児童センターになります。

※3 大曽根児童館は、指定管理者が運営しています。

※4 春日学園児童クラブの申請及び問合せ先は、吾妻西児童館になります。

※5 竹園東小学校区には、吾妻東児童館と竹園東児童館があります。

※6 柳橋小学校児童クラブの申請及び問合せ先は、手代木南児童館になります。

※7 谷田部南小学校児童クラブの申請及び問合せ先は、谷田部児童館になります。

※8 要小学校児童クラブの申請及び問合せ先は、小田児童館になります。

※9 沼崎小学校及びさくら小学校に就学する方については、アフタースクール入会案内をご参照ください。



アフタースクール

10 よくある質問について

Q 1：入会希望の児童クラブに空きがあるか教えてください。

A 1：入会申請の受付、審査、決定等の手続きは児童クラブで行っているため、最新の空き状況等は児童クラブが把握しています。入会を希望する児童クラブまで直接お問合せください（6 ページ目参照）。

Q 2：年度の途中からの児童クラブ利用は可能ですか。

A 2：該当児童クラブが定員に達していない場合、可能です（定員に達している場合には、利用保留扱いとなります。）。入会を希望する児童クラブまで直接お問合せ及び申請をお願いします（6 ページ目参照）。

Q 3：申請前に児童クラブの見学をすることはできますか。

A 3：入会を希望する児童クラブまで直接お問合せください（6 ページ目参照）。

Q 4：「放課後」の開始時刻を教えてください。

A 4：各小学校等や学年により異なるため、学校からの情報をもとに各児童クラブで基準となる時刻を定めています。入会を希望する児童クラブまで直接お問合せください（6 ページ目参照）。

Q 5：障害を持っていても児童クラブの利用は可能ですか。

A 5：可能です。「児童健康状態等調査票」に児童の障害に関する内容を記入し、必要書類を提出してください（3 ページ目参照）。利用に当たって不安なこと等ございましたら、入会を希望する児童クラブまでお気軽にご相談ください（6 ページ目参照）。

Q 6：4月から新1年生になります。児童クラブの入会が決まった場合、いつから利用可能ですか。

A 6：春休みが始まる4月1日から利用可能です（3月31日までは保育所等の在籍扱いになります。）。

Q 7：現在育児休暇中ですが、8月に仕事復帰予定です。一斉申請期間に申請は可能ですか。

A 7：一斉申請期間は4月から児童クラブの利用を開始する方が対象となります。4月中に仕事復帰する場合は、一斉申請期間に申請していただくようお願いします。5月以降に仕事復帰する場合、入会を希望する児童クラブまで直接お問合せください（6 ページ目参照）。なお、申請時点で定員に達している場合、利用保留扱いとなります。あらかじめご了承ください。

Q 8：つくば市に転入予定ですが、転入先が確定していません。公営児童クラブの利用を希望していますが、どのような形で申請すれば良いですか。

A 8：原則、公営児童クラブは該当小学校及び該当義務教育学校区（6 ページ目参照）のみの申請となっておりますが、転入・転居先が不確定等の事情がある場合に限り、併願可能としています。この場合、利用する可能性がある公営児童クラブの全てに申請し、「児童状況調査票」に併願している公営児童クラブ名を記入してください。なお、転入・転居先が確定した時点で速やかに利用しない児童クラブに連絡し、利用辞退の手続きを行ってください。

Q 9：民営児童クラブと併願することは可能ですか。

A 9：可能です。その場合、「児童状況調査票」に併願している民営児童クラブ名を記入してください。入会決定後、児童クラブの利用を取りやめる場合は、速やかに児童クラブに連絡し利用辞退の手続きを行ってください。

Q10：曜日ごとに公営児童クラブと民営児童クラブを併用することは可能ですか。

A10：可能です。放課後児童室利用許可申請書の「利用を希望する曜日」において、公営児童クラブを利用する曜日に○をつけ、「児童状況調査票」に併用予定の民営児童クラブ名を記入してください。

Q11：来年度も継続して現在の勤務地で勤務する予定ですが、現時点で来年度の就労証明書を会社で発行できません。申請はどのようにすれば良いですか。

A11：申請時点での就労証明書を提出してください。勤務先から次年度の就労証明書が発行され次第、速やかに児童クラブまで直接ご提出ください。なお、就労証明書の「No.14(雇用契約の)満了後の更新の有無」で「有」または「有（予定）」にチェックのある方については、次年度の就労証明書の提出は不要です。

Q12：現在離婚前提で別居しています。相手の「保育に当たれないことの証明書」は必要ですか。

A12：離婚調停等を行っている場合、3ページ目記載の書類を提出してください。やむを得ない事情により提出できない場合は、入会を希望する児童クラブまで直接ご相談ください（6ページ目参照）。

Q13：祖父母と同居しています。申請時に必要な書類はありますか。

A13：令和8年4月1日時点で 65 歳未満の場合、「保育に当たれないことの証明書（2ページ目参照）」の提出が必要です。提出がない場合、入会申請を受け付けることができません。

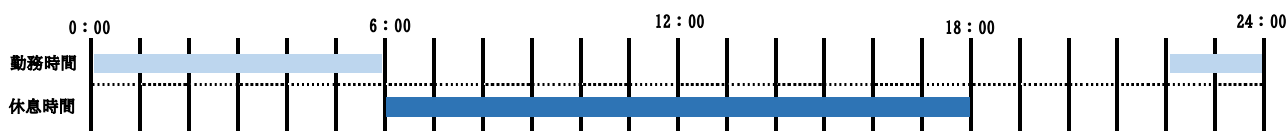
Q14：現在求職活動中です。児童クラブの申請は可能ですか。

A14：求職活動によって放課後の時間帯に児童の保育に当たれないことが常態化している場合は、児童クラブ利用の必要性があるとして申請可能です。申請時には「保育に当たれないことの証明書」として、求職活動の実態を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、入会を希望する児童クラブまで直接お問合せください（6ページ目参照）。また、入会後おおむね1か月以内に「就労証明書」を児童クラブに直接提出してください。就労開始を証明できない場合、退会となります。

Q15：夜間勤務のある仕事に従事しています。児童クラブの利用は可能ですか。

A15：夜間（22時から翌5時までの間）に就労等に当たっている場合、帰宅後、睡眠休息などの就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等が終了した時刻から12時間を加えた時刻を、審査時における就労等の終了時刻とみなします。

夜間勤務で入会申請の要件を満たす例（22時から翌6時まで勤務している場合）



4時間以上勤務しており、終業後12時間休息すると放課後は休息時間に該当します。

この内容で月12日以上勤務していれば、就労の要件を満たすことになります。

Q16：兼業している場合や複数の事業所で勤務に当たっている場合、「保育に当たれないことの証明書」はどのように提出すれば良いですか。

A16：全ての勤務地で「就労証明書」を作成していただくようお願いします。勤務時間及び通勤時間は平均したもので審査に当たります。

Q17：児童クラブ以外に児童が放課後や長期休業中に過ごせるサービスはないですか。

A17：児童館を18時まで利用することができます。詳細は児童館まで直接お問合せください。